

令和6年度 「誘致活動サポート事業」に係る
業務委託仕様書

那覇市 経済観光部 商工農水課

1 はじめに

昨今は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした ICT（情報通信技術）の進展による社会全体の急速なデジタル化や、持続可能な社会の実現を目指す SDGs への関心の高まり、少子高齢化・人口減少等に起因する人手不足問題など、社会の状況や市民の意識は、大きくかつ急速に変化している。

こうした外部環境を踏まえ、本市では市内事業者のデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を推進するため、令和5年度より「那覇市産業 DX 促進支援事業」を実施しているところである。

経済産業省が公表した『DX レポート ～IT システム「2025年の崖」克服と DX の本格的な展開～』は、DX への取組みの重要性に言及し、もし DX が進まなければ「2025年以降、最大で年間 12 兆円の経済損失が生じる可能性がある」と警告しており、DX の推進は本市の産業振興に資する最も重要なテーマの一つである。

本事業では、本市情報通信産業の高度化や取引拡大に資すると共に、本市地域経済の高付加価値化や稼ぐ力の向上に寄与するための DX 推進をサポートする企業の誘致に取り組むこととする。

2 事業の必要性

本市は、県内の政治経済の中心地であり、様々な商機が重なり、ビジネスの素地が広がっているものの、コロナ禍による経済的な打撃は大きく、なお回復の途上である。

上述のような外部環境の変化等に柔軟に対応しながら収益を上げるため、DX の推進は喫緊の課題でもあるところ、社内リソースの不足や最新情報へのアクセスが難しいなどの理由から取組みが遅れているのが現状である。

加えて、県内情報通信産業の課題として従前から指摘されているのが、単価の安い下請中心のビジネスモデルに偏っていることであり、より収益性の高いビジネスにつながるような取引先の開拓が求められていることから、本市地域経済の DX 推進及び情報通信産業の成長や取引拡大に資する企業を県外から呼び込む必要がある。

3 委託業務期間

契約締結日～令和7年3月28日

4 事業費上限額

8,730,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施する業務

(1) 本事業は現在の社会情勢把握のほか、ICT 及び DX に関する国等の支援メニューや新ソリューション等の情報、中長期的な経済社会の見通し等の知見を有するとともに、県内外の情報通信関連業界の現状や課題等に精通する民間事業者の本業務を委託し、次の業務を実施するものとする。

(2) 委託業務内容

① 進出検討企業の発掘

本市への誘致を目指す企業を 30 社程度発掘し、企業側的那覇市への進出ニーズ等をヒアリングを通じて把握する。本市の立地環境や投資環境等についても紹介しながら、本市への進出意欲のある企業を 10～15 社程度選定する。

② 現地視察ツアー及びビジネスマッチング交流会

①にて選定した進出意欲のある企業を沖縄に招き、半日程度の現地視察ツアーを実施する。視察コースについては、那覇市 IT 創造館及びメカル ヨン_ゴ(なは産業支援センター)などの施設等を訪問し、立地環境や投資環境がイメージし易いよう、効果を高める提案とする。また、視察ツアー後は、本市に立地している企業と、ツアーに参加している県外企業とのビジネスマッチング交流会を開催する。交流会の実施に際しては、県外からの参加企業のピッチ等を企画するなど、本市企業と県外企業の今後の連携可能性のきっかけとなるような工夫を行うこととし、本市企業及び県外企業の参加企業数は 30 社程度とする。

③ DX 普及啓発セミナー

本市企業を対象として、DX に関する情報提供等を目的とした普及啓発セミナーを 1 回以上実施する。未だに DX に関する認知や関心が無い事業者にも積極的に周知し、参加を呼び掛けることとする。また、セミナー参加者にアンケートを実施して、②のビジネスマッチング交流会への関心がある企業を発掘する。

④ フォローアップ業務

本市が提供する約 50 社(過去に実施した本事業における訪問対象企業及び視察ツアー参加企業)に対しフォローアップを実施し、本市の立地環境に関する情報提供及び各種 PR 活動を展開する。また、本事業により本市に立地した企業の状況(所在地、従業員数、売上規模等)を把握し、今後の事業改善へ

と繋げる。

⑤ 報告書作成

実施した上記事業内容を報告書として取りまとめる。

6 成果物

本業務の成果として、以下を納品すること

- 「誘致活動サポート事業」報告書： 1部
- 「誘致活動サポート事業」報告書概要版： 1部
- 上記及び調査関連データを収めた電子媒体： 一式

※納品方法等は協議の上決定する。

7 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等及び本市個人情報保護条例等を遵守すること。

8 受託者の責務

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。
- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

9 費用負担

- (1) 本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むこと。
- (2) オンライン会議の実施にあたっては、基本、受託者がホストとなること。その場合に必要な本市側の設備及び通信費は本市が負担する。

10 手直し

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作

業に係る費用は全て受託者の負担とする。

11 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定すること。

以上